

注：補償内容等については今後変更の可能性あります。

## 令和6年度リバーフレンド活動における保険加入について

### ○ 対象期間

- 令和6年5月21日16時から令和7年5月21日16時までの1年間。(予定)

### ○ 保険負担の回数

- 活動回数に制限はありません。
- ただし、リバーフレンド団体が企画(予定)した日に行われる活動に対しての補償です。(保険の性格上、ボランティア団体が行う活動に対しての保険となっています。ご注意ください。)

### ○ 保険金額 ※参考：(令和5年度の補償内容です。)

- 傷害事故：死亡・後遺障害保険金(最高)1,000万円  
入院保険金(日額)1,500円、通院保険金(日額)1,000円  
※熱中症による身体の障害も保険対象に含まれます。
- 賠償事故：対人(最高)1億円 対物(最高)3,000万円

### ○ 手続き

#### 1. 活動参加者の名簿の提出(活動前の提出が必要です。)

- ・ 県負担で傷害保険等の加入を希望する団体は、別紙名簿を活動日前までに土木事務所へ提出してください。
- ・ 名簿は別添「様式1：リバーフレンド活動者名簿」を基本としますが、提出日、団体名、活動される方の氏名が明記されていれば別の書式も構いません。
- ・ 保険は、事前に提出頂いた名簿に記載された方のみ適用されます。
- ・ 名簿には、実際に活動される方の氏名の記載をお願いします。
- ・ 自治会などで同様の保険に加入して補償を受ける場合、県で加入する保険からの補償を受けられない場合がありますのでご注意ください。
- ・ 不明な点は、土木事務所へお問い合わせください。

#### 2. その他

- ・ 万一、事故などが発生した場合は、土木事務所にお電話でご一報いただくとともに、別添の「様式2：活動中の事故報告書」で事故の報告をお願いします。後日、契約している保険会社から連絡があります。

裏面に続く

**注：補償内容等については今後変更の可能性がります。**

- ・ なお、事故発生後の流れにつきましては、「別紙3\_事故の場合の手続き」を御参照ください。

○ **活動中の安全対策**

- 活動中の事故（特に草刈機による）が発生しています。事故を防ぐために、活動にあたっては草刈機などの危険性を十分に認識し、取扱説明書に従って適切に使用するようお願いします（別紙資料参照）
- 保護メガネやフェイスシールドなどの保護具は継続支援の範囲で支給可能ですので着用して活動するようお願いします。
- 作業困難箇所の除草などは、土木事務所にご相談ください。